

委託契約書(案)

1 委託業務の名称

令和7年度県立高校ICT支援員派遣業務

2 委託期間 (自) 契約締結日 (至) 令和8年3月27日

3 委託金額 金 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、金 円)
取引に係る消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

4 契約保証金 金 円

上記委託業務について、委託者 沖縄県知事(以下「甲」という。)と受託者 ○○○○(以下「乙」という。)は、別添の条項により委託契約を締結する。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年 月 日

委 託 者 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事

受 託 者

(総則)

第1条 乙は、別添の企画提案仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の委託金額をもって委託期間内に委託業務を完了しなければならない。

(実施計画書)

第2条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む実施計画書を契約締結の日より 10 日以内に甲に提出し、書面による甲の承認を得なければならない。

- (1) 業務の内容及び実施方法
- (2) 業務スケジュール
- (3) 業務遂行体制

2 乙は、甲の承認を得た実施計画書に基づいて委託業務を実施しなければならない。当該実施計画書が変更されたときも、同様とする。

(実施計画書の変更)

第3条 甲又は乙の都合により実施計画書の内容を変更するときは、甲乙事前に協議するものとする。ただし、軽微な変更であるとあらかじめ甲が認めた場合はこの限りではない。

2 前項の協議が整った場合、乙は速やかに実施計画書の変更内容を記載した書面を甲に提出し、甲は乙に対して承認の通知をするものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第4条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(成果物の帰属)

第5条 この契約の履行によって作成された報告書は、甲に帰属するものとする。

2 この契約の履行によって発生する特許権、著作権等の知的財産は、前項に規定するものを除き、従前から乙が保有しているものについては乙に帰属し、新たにカスタマイズしたものについては甲に帰属するものとする。

(再委託の制限)

第6条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、本契約の公募手続参加者であった者、指名停止処分を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10 日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な

業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。また、甲は乙に対し三ヶ月間の指名停止措置処分を行う。

(著作権の使用)

第7条 乙は、委託業務の実施にあたり、第三者の著作権又はその他の権利の対象となっている物件又は方法を使用するときは、必要な手続きをとるなど、その使用に関して責任を負うものとする。

(委託業務の調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について調査し、又は乙に対して所要の報告を求めることができる。

2 甲は、前項の規定による報告の結果、必要があると認めるときは、乙に対して適当な措置をとるべきことを指示することができる。

(委託業務の変更、中止等)

第9条 甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、若しくは委託業務を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、履行期間又は委託料を変更する必要があるときは、甲乙事前に協議するものとする。

(委託費に関する帳簿)

第10条 乙は委託費について他の経理と区別した支出に関する帳簿を備えるとともに、証拠書類を整備保管しなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその収支内容を証する証拠書類を、業務終了後の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(委託業務完了報告書等の提出)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲の定めるところにより、委託業務完了報告書、実績報告書、精算報告書（以下、「委託業務完了報告書等」という。）を作成し、甲の検査及び確認を受けなければならない。

2 乙は、第8条及び前項の検査の結果、不合格となり、補正を命じられたときは、速やかに自己の負担において当該補正を行い再検査を受けなければならない。

3 前2項の規定による検査又は再検査に合格したときをもって、業務が完了したものとする。

(委託料の額の確定)

第12条 甲は、前条の規定により実施した検査の結果が、本契約の内容に適合

するものであると認められるときは、支払いすべき委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

(委託料の請求及び支払い)

第 13 条 甲は、委託事業の処理に対して、次の各号の区分に応じた金額を、乙の請求に基づき支払うものとする。

- (1) 甲は、契約締結後、必要があると認めるときは、委託業務の実施に要する経費を乙の請求に基づいて、支払うことができる。
- (2) 委託業務完了に伴う報告書の提出があり、甲の検査に合格した後、精算額の残額を支払う。
- (3) 精算額が契約金額に満たないときは、その精算額をもって契約金額とする。
- (4) 乙は、既に支払いを受けた委託料が前条の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲に返還するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に乙に委託料を支払わなければならない。

3 乙は、概算払いの請求に当たっては、事前に執行計画書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(損害の負担)

第 14 条 委託業務の処理に当たって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りではない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第 15 条 乙の責に帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払いを乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料につき乙の遅延日数に応じ、契約金額に支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の利息を付した額とする。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により第 13 条の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約金額に支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(契約の解除及び違約金)

第 16 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除し、既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき

- (2) 乙が本契約に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約条項に違反したとき
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除し、既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。
- (1) 乙の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団（暴力団体による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 前2項の規定により、この契約が解除された場合において、乙はこれによって生じた損害を賠償しなければならない。その際の賠償額は、委託料の100分の10に相当する額とする。

（下請負契約等に関する契約解除）

第17条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条の各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（不当介入に関する通報・報告）

第 18 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(秘密の保持)

第 19 条 甲及び乙は、委託業務の処理により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 20 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約不適合責任)

第 21 条 甲は、引き渡された目的物が契約の内容に適合しないものであるときは、履行の追完又は代金の減額を請求することができる。

2 甲は、前項の請求に代えて、又は前項の請求とともに、契約不適合によって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 第 1 項及び前項の規定による請求は、第 11 条の委託業務が完了したときから 1 年以内に行わなければならない。

(費用の負担)

第 22 条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(補則)

第 23 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(業務従事者への周知)

第7 乙は、この契約による事務に従事しているものに対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の制限)

第8 乙は、この契約による個人情報取扱事務については自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りではない。

（資料等の返還）

第9 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報に記載された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

（調査）

第10 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告を行うものとする。

（事故発生時における報告）

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（損害賠償）

第12 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。